

ID: 12

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	開示の決定
例規名 根拠条項	長門市個人情報保護条例 第16条第1項
例規番号	平成17年条例第13号

【根拠条文】

(開示の決定等)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求のあった日から起算して10日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定(第19条の規定による個人情報の開示(以下「部分開示」という。))に係る決定を含む。)をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求のあった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を当該開示請求をした者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示請求をした者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(以下「非開示決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、非開示決定の理由が一時的なもので、当該個人情報の全部又は一部の開示が可能となる時期があらかじめ明示できるときは、その旨及び開示できる時期を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

6 実施機関は、前項の規定により意見を聴取した第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表明した場合において、開示をする旨の決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対の意思を表明した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【基準】

根拠条文、第14条及び第18条から第20条までの規定による。

(開示請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報の開示請求をする場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって、開示請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、開示請求をすることが適当であると認められる者に限り、開示請求をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求された個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないとされているもの
 - (2) 代理人が本人に代わってした開示請求に係る個人情報であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの
 - (3) 意思形成過程にある個人情報及び調査研究、審議、検討等に関する個人情報で、開示することにより、事業の適切な執行が妨げられると認められるもの
 - (4) 第三者の個人情報を含むもので、開示することにより当該第三者の正当な利益を侵害するおそれのあるもの
 - (5) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報で、開示しないことが適当であると認められるもの
 - (6) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるもの
 - (7) 国又は他の地方公共団体から提供を受けた個人情報で、開示することにより、これらのものとの信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの
- (部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第18条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	請求のあった日から起算して10日以内(第16条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日